

2月19日(水)にJアラートの 全国一斉情報伝達訓練を実施

ID 1002479 防災安全課(☎514-8962)

Jアラートとは、地震などの自然災害やミサイル攻撃などの有事の際に、国から発令された警報を、各自治体の防災行政無線などを通じて音声で各地住民に通達するものです。

訓練は、11:00頃、市内123カ所の防災行政無線で「これは、Jアラートのテストです」を3回繰り返し放送します。今回は防災行政無線の放送のみの訓練です。皆さまのご理解をお願いします。

安全・安心

HP
くらし・手続き

令和元年台風19号住宅補修緊急支援事業を実施

ID 1013451

令和元年台風19号で被災した方を対象に、住宅の補修に要した費用の補助を行います。補助金の交付にあたり審査があります。詳細は市HPを参照またはお問い合わせください。

防災安全課(☎514・8962)

住まい・生活

HP
くらし・手続き

ドッグランボランティア「ひのフンパークの会」会員募集

ID 1003148

市では愛犬が楽しく遊べる場と愛

交通災害共済 ちょこっと共済の出張受付

ID 1010942 防災安全課(☎514-8963)

交通災害共済「ちょこっと共済」は、交通事故により傷害を負ったとき、見舞金を受けられる制度です。

日野市に住民登録のある方なら年齢・健康状態に関係なくどなたでも加入できます。

日時 2月23日(祝)10:00～16:00

会場 イオンモール多摩平の森2階無印良品前

掛け金 年額500円と1,000円の2種類

みんなの さとし こぼれ話 39

異聖歌が、二十歳の時に、北原白秋に認められて、児童雑誌『赤い鳥』で童謡詩人としての歩みをはじめたことは、よくご存じかと思います。

しかし、それ以前、まだ本名の野村七蔵の時代の、十代の文学活動があったことは、あまり知られていないかもしれません。

大正6年(1917)、十二歳で尋常小学校を卒業すると、進学はせず、家業の鍛冶屋の手伝いをしました。

しかし、文学、とりわけ童話や童謡への興味は深かったようで、『少年』という雑誌を愛読していました。『少年』『少女』は時事新報社が、明治36年(1903)に創刊した総合児童雑誌で、つづり方や詩、短歌などの投稿欄が充実していました。

十二歳の頃から投稿の常連だった聖歌は、大正10年6月号に投稿したつづり方が、二等賞になり、念願のメダルをもらうことができました。大正12年には、童話『山羊と善兵衛の死』という作品を投稿し、東京へ出て文学の勉強がしたいので『少年』の編集部で働きたいという依頼の手紙を出しました。

当時、編集長をしていた安倍季雄は、

に商品券を購入してください。

商品券の使用期限 2月29日(土)

商品券への購入引換

引換期間・場所 2月28日(金)までの午

住所、電話番号、会社名・所在地ま

たは学校名・所在地を記入※応募書

類は返却不可

文化スポーツ課(☎514・8465)

健康診断・検診・相談

HP
健康・福祉

歯科訪問診療(歯科の往診を受け
ましょう ID 10033850)

消費生活 センターから

ID 1013067

チケット転売仲介サイトの利用に注意！

コンサートやスポーツ観戦チケットなどのインターネットにおける転売仲介サイトの相談が増えています。2020年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されます。チケット購入のトラブルに注意しましょう。

▼事例

観劇チケットを購入するため、販売サイトにアクセスしたところ、「残り2分」と表示が出た。早くしないとチケットを入手できないと思い、急いで2枚申し込み、5万円を支払った。後で劇団の公式サイトでは1枚1万円と分かり、キャンセルを申し出たが拒否された。海外のチケット転売仲介サイトと分かったが、解約できるか。

▼アドバイス

チケット販売サイトには、興行主が許可する公式サイトと、個人間売買を仲介する無許可の「転売仲介サイト」がありま

日野市消費生活センター
(☎581-3556※土曜・日曜日、祝日を
除く9:30～12:00、13:00～16:00)
消費者ホットライン(☎188)

す。転売仲介サイトで購入すると、①価格や手数料が高額②希望したチケットが届かない③入手したチケットが、特定興行入場券に該当し入場できないなどのトラブルが生じることがあります。販売業者が、海外の事業者である場合、交渉が非常に困難です。

2019年6月14日に施行された「チケット不正転売禁止法」により、チケットの高額転売は禁止されています。ネット通販で興行チケットを購入する際は、公式サイトか、公式でない場合は、当該チケットが転売禁止対象でないか、キャンセルや返品が可能かなど、チケットが届かない場合や無効な場合の補償内容などをよく確認しましょう。トラブルがあった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



在宅で寝たきりの方や歩行困難で

歯科医院への通院が出来なくなった

方にも口腔ケアが必要です。

歯科訪問診療を行う「かかりつけ

歯科医」を紹介しますので、ご相談

ください。

申込電話

健康課(☎581・4111)